

今日止支信テナク在ニ来リタルモノナルカ曰取所ノ軍
 其員同敷ニ付テハ交渉満足ニ進ニ居ラサルモ決列衣ノ
 域ニテ居ラス

(二) ドクトールカ共同防衛協定ノ趣旨ニ依リ我方ト協
 カスルヤ否ヤノ取後ノ判定ハ本案西支領ノ申入
 ニ依リ決定スル譯ニテ從テ協力ノ有無ノ認定ハ
 結局我方ノ下スベキ所ナルカ本申入ヲ拒否ニスル
 場合ハ勿論ラシテ之ヲ諾スル際ト雖モ佛印方面
 カ米英ノ意ヲアルニ及タタル現状ヨリ判断スルハ

規格-15 (京東 1209)
 B 1.7.0.0 - 54

失フ印支那ノ國際的地位ニ関シ

(一) ドクトールカ自主的行政ヲ行ヒ居ル建前ニシテノ國際
 的地位ヲ有スドゴールトモベタントモ關係ナク
 之カ處理ハ結局我方施策ニ懸ルル次ナルニト
 (二) ドゴールハ日本ニ對シ敵意ヲ表示シ居ルニト
 (三) 佛ノドゴール及ベタン政府ニ對スル立場
 (四) 蘇併同盟ノ意義

付設明ヲ加ヘ次ヲ施策ノ順序トシニ

(一) 我軍ノ進駐ハ共同防衛協定ニ其基ヲ建前ニシ

規格-15 (京東 1209)
 B 1.7.0.0 - 54

所以ハ
 佛印軍力大部分土民兵ヨリ構成セラルトス
 ニシテ安南カンボヂヤ等ノ民族的希望ヲ達
 成セシメ其ノ民心ヲ收攬シテ我ラニ付ケ
 復歸シ得ル次オナリ
 佛印邊陲ニ付独立問題ヲ排リ上ラルニト父西オナル
 ヲ以テ佛印南西ヨリ深西セラレタル保護條約ヲ
 廢止スル段取トナリ斯クテ安南カンボヂヤ等
 ハ佛印西侵入以前ノ形勢ヲ恢復シ獨立ノ地位ニ
 復歸シ得ル次オナリ

規格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

75

實質的ニ協力ノ意思ナキトハ明ナル所ナルヲ以テ
 所詮我ラトシテ印支那ヲ如何ニ取扱フスヘキカ
 ノ問題ニテ面スル次オナリ
 (三)我ラニ於テドクシノ協力カ不レハ分ナリト認ムセハ
 佛印方面カ共同防衛協定ニ同意セリト云フ
 コトナリ我ラトシテハ佛印カ敵側ニ回レルモノトシ
 テ我ラニ單獨ニ印支那ヲ防衛セサルヲ得サル
 立場ニ立ツ次オナルカラ安南カンボヂヤ等ヨリ
 見レハ侵略的カタル佛ノ圧力排除セラレタル

規格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

74

REEL No. A-1216

置ク跡施策スルニトハ持テ武力要理ニ伴ヒ現
地ニ復雜ナル事態ヲ惹起スル場合ニ極メテ
重西女コレヲ以テ獨立河動助年ノ必要大ナル
ヲ認ムル所以ナリ
ロハ御事情勢方上ヨリ觀ルモ我方カ軍ニ自存自衛
ノ途ナリトノ事案ヲ呼称シテ、武力ヲ行使シテ
領地ニ軍政ヲ布クカセキ方針ニ出ツレハ敵側
ヨリ右ハ帝公カ佛蘭西ニ代位シテ印支支那
ヲトシ領スル企圖ヲ暴露セルモノナリトシテ宣伝
セラルヘク其ノ結果ニ懸創其ノ他ノ中立ニヨリ
乘セラルルノ虞多ク分ニ存スル要武力行使ト共ニ
向發者ヲハレスニ女帝等ニ於テ保護條約ヲ廢
止シテ獨立ノ意思を表シテ行ヒ帝公カ之ヲ擁
護スル能ハズニ出ツルニ於テハ我カ意圖ニ備カ侵略ニ
非スシテ大東西共同宣言ノ趣旨ニ則ルニト自
カラ明トナリ候レヨリスルモ乘セラルルニ危険ナカ
ルヘシ此ノ上莫ハ施策未上最モ所要ニシテ大義
名分ヲ立ワルト共ニ亦ニ必ニ乘セラルル事案ナリ

編格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

77

置ク跡施策スルニトハ持テ武力要理ニ伴ヒ現
地ニ復雜ナル事態ヲ惹起スル場合ニ極メテ
重西女コレヲ以テ獨立河動助年ノ必要大ナル
ヲ認ムル所以ナリ
ロハ御事情勢方上ヨリ觀ルモ我方カ軍ニ自存自衛
ノ途ナリトノ事案ヲ呼称シテ、武力ヲ行使シテ
領地ニ軍政ヲ布クカセキ方針ニ出ツレハ敵側
ヨリ右ハ帝公カ佛蘭西ニ代位シテ印支支那
ヲトシ領スル企圖ヲ暴露セルモノナリトシテ宣伝
セラルヘク其ノ結果ニ懸創其ノ他ノ中立ニヨリ
乘セラルルノ虞多ク分ニ存スル要武力行使ト共ニ
向發者ヲハレスニ女帝等ニ於テ保護條約ヲ廢
止シテ獨立ノ意思を表シテ行ヒ帝公カ之ヲ擁
護スル能ハズニ出ツルニ於テハ我カ意圖ニ備カ侵略ニ
非スシテ大東西共同宣言ノ趣旨ニ則ルニト自
カラ明トナリ候レヨリスルモ乘セラルルニ危険ナカ
ルヘシ此ノ上莫ハ施策未上最モ所要ニシテ大義
名分ヲ立ワルト共ニ亦ニ必ニ乘セラルル事案ナリ

編格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

76

二、尚右ニ引續キ行ハタル討議終局中ト主ナルモノ
 撤西女左ノ角
 併印土尙向カ我要求ヲ受諾ヤル際ノ要置付
 疑問ノ向アリタルニ對シラハ現下ノ状況ハ徵スルハ併
 印側カ誠意ヲ以テ我カ要求ニ應スルニトハ想像シ
 得ス假令表面ニ受諾ヲ装フモ他日廢スリノ時
 期ヲ待ツニ過キスト判断セラルコトヲ以テ其ノ完全
 協力ヲ認めルニトハ現實ノ事實ノ諒サレル所ニ
 シテ特ニ大東亞共同宣言ノ趣旨ヨリモ印土

編格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

79

封スル所以ナリ
 四、安南等ノ独立ニ即付トセサルハ元應ニ準テナリ
 行フノ決意ヲ西女ス斯クスルニトカ敵差クハオ三
 三ノ策未動ヲ封スル所以ナリ
 信レセヨ右竹中書曰ニ依ツテ自レニト然ルヘク統
 帥部ノ措置ト政策ノ運用トカ完全ニ一致シテ
 始メテ本案ヲ成功視ニ實施シ得ル次オナリト
 信ス
 ト成ニ詳承ヲ得タリ

編格-B5 (東京 1209)

S 1.7.0.0 - 54

78

電信寫

外機密

號 番 線
三三
九九
一〇
四八

號 符
暗

昭和二十年二月九日 午後四時

分
管 主
四二

荷、蘇、支、滿
タイ、西貢、緬甸 各大使

重光外務大臣

合第三〇四號 緊線 局長符號

(佛印麻維)

往滯合第三〇二號ニ屬シ

第一節中 attacks upon Indo-china by American, British and others
by America, Britain and others if the Japanese forces are
determined to the Japanese forces have resolved to訂正了り

S 1.7.0.0 - 54

83

外機密

- 2 -

et verrais avec défaveur un changement même provi-
soire de son administration politique?

本誌報ハ御一覽後電信課長
宛必親展トシテ御再同請フ

S 1.7.0.0 - 54

REEL No. A-1216

電信寫

外機密

三三九〇八
三九一四

略

昭和二十年二月九日 午後四時

分
政二

獨、蘇、支、滿、各大使
イ、西貢、緬甸

合第三〇四號 緊急 重要符號

(第印機選)

往譯合第三〇二號 機選

第一節中 attacks upon Indo-China by American, British and others

by America, Britain and others & the Japanese forces are

determined & the Japanese forces have resolved to訂正了機

重光外務大臣

記帳

S 1.7.0.0 - 54

83

外機密

- 2 -

Je verrais avec défaveur un changement même provisoire de son administration politique?

本情報ハ御覽後電信課長宛必親展トシテ御再回請フ

S 1.7.0.0 - 54

REEL No. A-1216

アジア歴史資料センター

電信課長

昭和二十年二月九日 前後 西頁發 (暗) (機)

二月九日 前後 本省著

極秘 館長符號

塚本事務所長

重光 大東亞大臣

(佛印處理問題ニ関スル件)

K才一辨

二月八日河内英貴大臣宛館長符號筆及

河内宛館長符號筆才七辨ニ関シ

館長符號電信

大臣

次官了

(總51981)

手書 通

河内宛

「軍政」ノ意味ニ付、村參謀ヨリノ説明
 依レハ軍ハ佛印總督府直轄地ニ軍政ヲ
 布キ保護領ニ立テ布カサルハ計算ナルニ付
 「軍政」ナル字ヲ止メテ「軍政」トセル才
 實際ハ軍政ヲ行フ意味ナル由ニ付信軍
 謀長ニ依リ全標ノコトヲ述ヘ更ニ佛
 則受諾ノ場合ハ大佐其ノ代差干シ除キ

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

85

S 1.7.0.0 - 54

84

(總 51981)

次官

政務局長

Kオ一併

二月八日 内務省 貴大臣 宛 欽長 符 併 厚 及

(佛印 處理 問題 三 閣 ス 件)

極 秘 館 長 符 號

重光 大東亞大臣

塚本 事務 所 長

昭和二〇年 二月 九 日 前 後 西 三 頁 發

二月 九 日 前 後 本 省 著 (暗) (機)

電信課長

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54 87

3

他ヲ軍政要員トシ(ニ)受諾セサル場合ハ
 大仗府員全部ヲ軍政要員トスヘキ上日
 連絡アリ又大東亞者ニテハ安南獨立ニ関
 聯シ大仗派遣ノ意旨有スルモ獨立ノ時
 期ハ作戦ヲ考慮ノ上現地軍ニテ決定スヘ
 キニトテ連絡アリタル旨語レリ

(一)

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54 86

軍政管理ノ意味ニ付テ村々謀ヨリノ説明
ニ依レハ軍ハ佛印総督府直轄地ニ軍政ヲ
布キ保護領ニシテ布カサルハ算ナルニ付
「軍政」ナル字ヲ止メテ「軍政管理」トセル
「次オ」ニテ
實際ニ軍政ヲ行フ意味ナル由ニ付信軍
謀長ニ依員セルニ全標ノコトヲ述ヘ更ニ
佛
例受諾ノ場合ニ大仗其ノ代差干リ降キ

館長符號電信

1.7.0.0 - 54

88

他ヲ軍政要員トシ(ニ)受諾セサル場合ハ
大仗府員全部ヲ軍政要員トスヘキト
連絡アリ又大東匪者ニテハ安南獨立ニ関
聯シ大仗派遣ノ意圖ヲ有スルモ獨立ノ時
期ハ作戦ヲ考慮ノ上現地軍ニテ決定スヘ
キニトテ連絡アリトシテ言ハレリ

館長符號電信

1.7.0.0 - 54

89

極秘

主管 南經

昭和二十一年二月九日

河内 二月九日一九〇〇發
本省 十日 一三〇番

松本大使

第七八號(大急急) 館長符號發

(一) 係印軍費ニ關スル件

印軍調遣ハ屢次ノ往電ニテ御承知ノ通御訓電ノ趣旨ニ從ツテ執拗ニ
交渉ヲ試ミタルモ先方ハ屢迄當初ノ主張タル十二月分ヨリ減額シタ
ル額ノ支拂ニ止ムル方針ヲ固持シテ譲ラヌ富方トシテハ軍ノ常而ノ
必要ト視テ遂次御訓令ノ最低額ニ近キ案ヲ出シ正而及偏面ヨリ交
渉ヲ試ミタル次第ナラカモ一月中ニハ一月分ノ最終額決定ニ至ラ
ス二月一日迄ニ時費ニ五千五百萬圓ヲ支拂ハシノタル時果トナレル
次第ナリ

電信寫

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

90

大東亞省

電信寫

總督府側面ノ強硬ナルハ一ハ戰局ノ影響モアルヘキモ實際上最近
頗ニ顯著トナルル物資不足、物價騰貴ニ怯ヘ今般シ我軍増兵ノ如キ
モ元來ナラハ交渉ヲ有利ニ展開スヘキ壓力トナルヘキモノカ却テ増
兵ニ伴フ經濟不安ヨリ態度ヲ硬化セシメタル感アリ總督トシテハ一
應共同防衛ニ伴フ義務ハ認メ乍ラモ事態切迫ノ此ノ際軍費問題ヨリ
端ヲ發シ印軍支那ヲ破綻ニ導キ將來 Collaboration Policy
ノ汚名ヲ着ルコトヲ極力回避セントシ居ル如ク看取セラレ
他方我軍側トシテハ過激ノ艦載機ニ依ル西首爆撃以來印度支那ヲ以
テ兵站基地トスルカ如キ生温キ考ハ捨テ何時戰場トナルヤモ計ラ
サルヲ慮リ其ノ準備ニ大重ノ状態ニテ從ツテ車費交渉モ將來ノ爲ニ
スル多額ノ要求ヨリモ富田ニ必要ナル資金ヲ得ルニ急ナルコト西首
發不便宛電報第三八號ノ通ナリ

大東亞省

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

91

依テ本使トシテハ此ノ上共貴電(一九)ノ趣旨ヲモ體シ執拗ニ交渉ヲ
 繰返ス續リナルモ此ノ上ハ(一)當面必要ナル資金ノ支拂ヲ受ケルヲ以
 テ満足スルカ又ハ(二)債又ハ銀ノ現送或ハ他ノ協賛(例ヘハ「キニ
 ネ」)ノ交付ヲ提議スルカ(三)軍票發行等ヲ以テ切實有效ナル計畫ヲ
 試ルコトニ依リ根本解決ヲ圖ル以外方法ヲオキモノト忌考セラルル處
 右(一)ニ關シテハ各年十一月軍費交渉當時先方ヨリ金又ハ銀ノ提供方
 申出アリタルモ(各年西貢總督大臣宛電報第一二五號ノ旨參照)我
 方ハ右ハ特別困難ノ根本解決ニ關ルルモノトシテ之ヲ拒否シ又(二)
 關シテハ各年十一月信軍河村參謀長ヨリ佛側ニ對シ卒直ニ申渡シ又
 河内ニ於テモ專門委員會ノ前該中ニモ之ニ言及シタル経緯モアル處
 今日ニ於テハ右二點ニ付慎重再考慮ノ要アリト恐ラセラルルニ付石
 爲ト御研究ノ上何分ノ復答指示希成度
 西貢へ電報セリ

電信寫

電信課長

(總 2338)

極秘 館長符號

外務大臣

昭和三十年二月十日前後 西貢發
二月十日 日前後 本省著 (暗機)

往復カハ一ツニ向フ

産村無謀ハ越邊ノ關係書類ニ依リ軍政ノ
 解決意見一紙ニ居ラス又大使行職
 地位及任務ニ向テ事項ハ意見合致セリ
 為前除ヤレ座ニ然日駐在員ノ通年
 自己ノ解決意見解テ全紙一紙ニ居ラス
 留案トシテ大使行職ノ前除ニ付
 萬一誤リテ以テ實効上ノ軍政ヲ害ス

次官

依テ本使トシテハ此ノ上共貴電(一九)ノ趣旨ヲモ體シ執拗ニ交渉ヲ
 繰返ス續リナルモ此ノ上ハ(一)當面必要ナル資金ノ支拂ヲ受クルヲ以
 テ満足スルカ又ハ(二)金又ハ銀ノ現送或ハ他ノ物資(例ヘハ「キニ
 ネ」)ノ交付ヲ提議スルカ(四)軍票發行等ヲ以テ切實有效ナル計畫ヲ
 試ルコトニ依リ根本解決ヲ圖ル以外方法ナキモノト忌考セラルル處
 石(一)ニ關シテハ客年十一月軍實交渉當時先方ヨリ金又ハ銀ノ提供方
 申出アリタルモ(客年西貢發賣大臣宛電報第一二五號ノ旨參照)我
 方ハ右ハ特別凶機幣ノ根本統一綱ルルモノトシテ之ヲ拒否シ又(二)
 關シテハ客年十一月信軍河村參謀長ヨリ佛側ニ對シ卒直ニ申渡シ又
 河内ニ於テモ專門委員會ノ副議長ニキ之ニ言及シタル経緯モアル處
 今日ニ於テハ右二點ニ付慎重再考慮ノ要アリト志考セラルルニ付石
 爲ト御研究ノ上何分ノ復詢指示希成慶
 西貢ハ電セリ

電信寫

次官

(總 2338)

電信課長

昭和二十年 二月 十日 前後 西貢 發

二月 十日 前後 本省 著

(暗)

極秘 館長符號

外務大臣

往電ハ一ノ一ニ向シ
 戶村參謀長ハ此邊ノ關係書類ニ依リテ軍政ノ
 解決意見一致シ居ラス又大使存職ノ
 地位及任務ニ向シテ事項ハ意見合致セザル
 為前除ヤレ在ル外日野頭往來ノ通年
 自己ノ解決及見解ヲ全紙ニ居ラス
 留案ト稱シテ大使存留ノ前除ニ軍
 務課長ノ語ヲ以テ實錄上ノ軍政ノ意味

館長符號電信

せし其ノ原案ヲ強行スルモノト判断セラル
 又東南等ノ独立向致ハ要領中ニ
 描クルノミニニ実行ノ意ナク時機ニ非スト
 ンテ遷延セシムルノト判断セラル得ス
 右ノ如クナラバ以テ東南等ノ独立ヲ以テ大義
 名分ヲ立テトスル所ナク其ノ完全ニ封
 せられ印知限ハ結局何玉打倒ノ意ナク
 仰テ起スルニ隔リ今日迄凡エル其意ナク
 忍ビ何玉主権ノ尊重ヲ増進シ来レル帝
 國ノ努力ハ水抱ニ帰スル結果トナルハ
 殊ニ其ノ衝ニ包レル所ニ大失存負ヲ年
 改更ニ買タケルニ至リテハ帝皇外交力名
 實共ニ偽曝ナリレト云々 実証スルモノト云

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

94

ハナレハナラス
 大使ノ返答宛通牒ハ件名目ノ最又立
 タサル最後通牒ト云謂フヘク軍ニ於テハ
 通牒ト同時ニ行動ヲ起ス腹ノ如クナルニ
 付南敵ノ最後通牒以上ニ乱暴ナリ
 遣口ト云ハルニテ注方ナク斯ノ如キ交渉
 ニ大使ヲ利用スルニ思フモ其代タル大使
 ヲ侮辱スルモノト謂フヘク帝皇外交ニ一
 汚辱ヲ残ヌトナルヲ恐ル
 小生帰任後右意見具申スルノ意カト
 思存スルニ現地軍ニ於テハ男野徑野
 一過トシテ取軍ニ在ルニ付中央ニ於テ何
 等カ是云ノ措置執リ得サルモノカト存シ取

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

95

極秘

電信寫

昭和二〇 二二九三
二二八七
二二九一

陸

西貢 二月十一日〇五五五發
本省 十一月十八日〇五

本事務所長

重元外務入証
(船長符號)

河内宛員電船長符號第七號ニ關シ

軍ト安備ノ状況ノ取敢

一八日午前軍事務所ニ電報ヲ發シ長官及海軍員久保田河野及本官等ノ

除隊部ヨリ中佐參謀三名由布戸何參謀ヨリ二月一日決定ヲ明瞭

一般の説明アリ「軍官連」「符號成」「〇時間」等ノ語ニ付戸何

山田等參謀ヨリ

「軍官連」ハ軍部ヲ布ク地ト然ラサル地トアルニ付石ノ表、埃ト

ヒラレタルコト

四再編成「ハ兵ノ屬ノ武裝解除ヲ言ムコト

「〇時間」ハ元々二十四時間ナラン等ノ義アリシモ現地軍ニテ

S 1.7.0.0 - 54

97

外務省

託振濟

急キ申見申進ス

船長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

96

極秘

電信寫

ニハ餘存ヲテコトヲ唯言ヤラレタルコトヲ唯言シテ特ヘ最モ嚴
密ナルヘシトモハル外務大臣カ最モ厳密アリシハ總務課長モ言外
ニ添ハレタル始シトテレリ

外務省

S 1.7.0.0 - 54

99

極秘

電信寫

三石會同朝野車内守印ニ於テ主任副課長並ニテ戸村參謀ハ本官ニ
對シ長久ノ交誼トシテ氣々ト進レト傳言云ニ佛印問進ハ總務課
長モ言外ニ添ハレタル始シトテレリ

外務省

S 1.7.0.0 - 54

98

極秘

電信寫

三、前項ノ話ノ録録録録長ハ本官ニ對シ知事ノ仕事ハ仲々面白カラシ
ト言ヒ其案トシテ本官ヲ「トキン」カ交趾支那ノ知事ニ據シ居
ルヲ仄カシ低方九日午前録録録録長ト會見セル係録録録長ハ「ト
ンキン」ノ知事ハ山村ニテハ如何ナルモノカ又松本大使ハ差當リ
「ユエ」ニ行キテ眞フカ等ト遊ヘ又大使府員ハ司政官ニナルヲ好
ミ居ラサル由ナルカ眞實ナリヤ（本官自身ハ好ミ居ラサルコト確
ナルモ他ハ未タ意見ヲ陳セルコトモナク何等知ラスト懸念シ居ケ
リ）今頃期ル「セクシヨナリズム」ニテハ因ツタゴトナリトカ別
ヘ期クナレハ何モ彼モ打明ケルカト前提シ直轄地ニハ名實共ニ耳
政ヲ布クコト從テ大使府員全亂カ事政監部ニ入ツテ眞ハネハナラ
ス又埃埃埃埃ヲ福利用スルニハスルモ現在ノ「レヂタン」カ官等
シ居ル程度ニハ中ニ入込マサレハ行政ノ效ヌラ等々又耳ノ必
要トスル物類ヲ確保シ難シト主張シ本官ヨリ大使府員ハ如何ル行政
ニハ何等ノ經驗ナキコト從テ現在ノ大使府員ヲ存続セサレハ能

外務省

8 1.7.0.0 - 54

100

極秘

電信寫

年ヲ上ケテサレコト又大使府員ヲ移動シ行クモ何等ノ支障ナキハ
洲學支那事變ノ例モアリ少シモ不慮ナキコトヲ遊ヘタルニ對
シ經驗ナキ新ハ人モ同様ナリ唯大使府員ハ前語ヲ能クスルニ付
（本官ヨリ其ノ人少ナキヲ告ケ居キタリ）他省員ヨリモ陳レ居ル
コト（前席ノ主任）請モ世ノ請ヲ強固セリ（大使府員ヲ存置スルモ
向ノ仕事アリヤ在官氏ノ保護モ耳ニテナスヘキニ付用ナカルヘシ
ト言フヨリ大使府員ハ行政ノ中ニ遠ラス極前ノ形ニテ振等スル万可
トスト反敷スレハ此計丈クニテハ困ル中ニ入ラサレハ日ハ日遠成シ
難シトシ極地方ニ於ケル事變（之ニハ現地對シテ反對セルコ
ト河内邊入東亞入亞宛書報諸長符號七號及本官等日ハ日宛第二
七號ノ通り）ト絡々同様ノコトヲ考ヘ居ルヤニ着取セラレ内地ヨ
リモ幾分ノ安身ヲ送レ來リ又當地后當民中ヨリモ採用スル意圖ヲ
示セリ

外務省

8 1.7.0.0 - 54

101

本電ハ一月
二十日午後
ハ味リ共味ナキ様子ニ似有也
ハ付ハ付ハ中大ニテ就ニ此ヲ伏メタル候様ナリ但シ確證ニハアラス
口ハ早急ニ味後ハ台電ニ依リ数日中ニ上ルノ音ナルカ此ノ味モ一
此ヲ語リ中大ニ取次ヲ頼ム所ナリ但シ中大ノ意見判明セサルニ付
申減元トシテ雪千切ヲ鹿山スルコトハ蓋シフル所ナリ但シ早急ニ
シ店リテ目カニハ早急ヲ考ハル所ナク中大ヨリ早急ニ味モ一
味ノ正副モ味レリ目カノ考ハニハ取次以外ニナク從テ大使公此
ノ存在ヲ味メス内目カハ味言トナリ内、海防、「ツーカーン」、西

極秘
電信寫

日 二二二二 時 西 二月十一日 三三〇
二二二二 二二二二 十二月二日 三三〇
皇元外務大臣
第一二三號(組設待所、大至急)
二十日午後
ハ味リ共味ナキ様子ニ似有也
ハ付ハ付ハ中大ニテ就ニ此ヲ伏メタル候様ナリ但シ確證ニハアラス
口ハ早急ニ味後ハ台電ニ依リ数日中ニ上ルノ音ナルカ此ノ味モ一
此ヲ語リ中大ニ取次ヲ頼ム所ナリ但シ中大ノ意見判明セサルニ付
申減元トシテ雪千切ヲ鹿山スルコトハ蓋シフル所ナリ但シ早急ニ
シ店リテ目カニハ早急ヲ考ハル所ナク中大ヨリ早急ニ味モ一
味ノ正副モ味レリ目カノ考ハニハ取次以外ニナク從テ大使公此
ノ存在ヲ味メス内目カハ味言トナリ内、海防、「ツーカーン」、西

記帳簿
務省

8 1.7.0.0 - 54 102

外務省

極秘
電信寫

員、「アブノンペン」ノ市長ハ華人トシ大使ハ總官ノ最高顧問トナリ
大使府員ハ天々ノ役ニ就仕セシム西員、海防市長ハ海軍華人ヲ以テ
スルヤモ知レス斯クシ)テ華人ハ母ヲ取回ニ從事シ治女ヲ確保スル
ニ專念シ取治ハ大使府遊ニ可取目ニ一仕スル所ナリ但シ現任取治
部ハ兵ノ濫存候シ師人技師目及下級官吏ハ專メテ存候シタシ日本ニ
口附シ居レル原比氏取治家ハ兵分近寄フシメス云々ト語レリ
石川國ノ話ニ付早急ノ意見ニ明瞭ヲ欲クモノアリ又時ハ成建國ニ味
ル所ニテ話アリ萬万試案ニテ元分可旨目ノ意見ヲ早急ニ味モ一
ヲ説明セルモ猶待行カス副官ノ在道氏味後モ味モ一
モ判明セスト言ハルニ天レハ早トシテハ味モ一
一仕スルヨリ外ナシト答フルノミニテ安否ヲ待ス同石ノ味後ハ味
後トモ論議シ居ラス全ク目カノ此ノミニテ味モ一
ヒ味キモ之ニ及スルコトヲ味モ一
ニ對シテ宛線ヲ甲申ル所ナリト語レリ

8 1.7.0.0 - 54 103

REEL No. A-1216

極秘

電信寫

前報二〇 二四〇〇 四頁 二月十一日 五〇〇
 二三九〇 本省 十二日 七四〇
 軍光外務大臣 塚本軍務所長
 (局長付託)
 大使館着改更ニ甲上クルコトナルヘキモ前報(局長付託)ノ語等
 實ニ益ミ申官理ノ辨及大使府員ノ地位任務ニ關シ左ノ通り
 申政ヲ施行スルコトヲ止メテ申官理ニ關グコトトセル誤解ニ付テハ
 扱方ト申訓ニ見解ノ相違アルモノト思考セラルル處右ハ國際法上占
 領ト云ヒ得サルヲ以テ斯ノ如キ表現トナリタルモノト存セラル然ラ
 ハ今回ノ改更處置ヲ或時トシテ取敢ハス事變後ヲ爲シ時局等支辨
 事變ニ於ケルト向蒙在外公館ヲ持統スルニ不慮難ナシ支那領土ニハ
 治外法權アリタル爲通商條約ヲ存続セル旨ヲ軍務部長ハ理ハ居ルモ之
 ハ論ラスト云フヘシ即チ通商官費務規則ニ定ムル通商事務ハ治外法
 權ノ有無ニ拘ラス依然存在スレハナリ從テ通商官費務規則ニ定ムル通商事務ハ治外法

1.7.0.0 - 54

105

記帳済 外務省

極秘

電信寫

本件遊ニ貴大使館(自)電報使符第一號ハ安氣大臣電報シ直キ
 度キモ該電ニ直ル點多クアリ如何スヘキヤ通商示ヲ仰キ度ク又貴方
 ヨリ直接安氣使館電報ハレハ辛ニ付ス(了)

外務省

1.7.0.0 - 54

104

極秘

電信寫

存在モ不愚) 職ニアラス
 斯ル法理論ハ列トスルモ爾事務ヲ早敷下ニ置クトスレハ其ノ事務
 ハ不案内ノ早人ニ預連セラルルコトトナリ能率カフサルハ勿論中
 央ノ政令ハ不統一トナリ用方早敷地味向疎ノ不便ヲ來スヘシ從來ノ
 大使府員ニ於テ其ノ職務ニ關ルトスルモ其ノ指揮監督カ統制部ニ
 在ル爲メユル混雜ヲ來スコトトナリ(日本八官、國氏、使、引、洋、官
 混、同、工、官、所、具、ノ、他、公、共、ニ、關、ス、ル、指、導、殊、ニ、補、助、金、ノ、交、付、等、務
 用ノ混雜ヲ見ルコト明カナリ) 而シテ現地早ハ大使府員ヲ各万国ノ
 行政部員ニ使シセントスル意圖ヲ有スルニ付ヨリ早事務ヘ向テ兩ニ附セ
 ラレ任官氏ノ利益一万余ラサルハシト考テ早事務ヲ存置シ早
 サル班田ナキニ何ラス之ヲ廢止セントスル早ノ意圖ハ外部ヨリ伺等
 何事セラルルコトナキ善ヲ欲スルニアリ我万般後ノ安効ヲトシテ
 早高指目官ヲシテ大使ヲ兼任セシメ大使タル賢者ニ於テ大使府ヲ
 統率セシムルコトヲ考フル處先ニ武力處理ニ非ヒ外交更節タル時後

外務省

S 1.7.0.0 - 54

106

極秘

電信寫

大使ノ任務ハ了セル次第ニシテ大使ハ所謂行政大使トシテ諸事早
 務ノ指揮監督ヲ主務トスルコトトナリ兼任大使ヲシテ爾等官ヲ直接
 統率スルコトトシテ中間ニ參謀ノ介在ナキコト滿願ニ於ケル如クセ
 ハ早敷高指目官カ大使ヲ監督スルノ案(此ノ場合ハ參謀カ支持々々
 ニテ府員ヲ指揮スルコトトナルハシ)ヨリモ右兼任制ヲ撤カニ望レ
 リト希望セラルル向女官等ト外交關係設定セラルル場合ハ文官大使ヲ
 兼任スルコト案ヨリ必要ナリ此ニ本目個人ノ意見ニ於テ早更ニ大使ヨ
 リ何分ノ義上早アルモノト考フルモ現地早ノ準備進ミ尙ル次第モア
 リ故急キ早速ス

(外 絶) 對 外 秘

(了)

S 1.7.0.0 - 54

107

外務省

極秘

電信寫

昭和二〇 五二一一三 暗 西貢 二月十四日一三三〇發
本管 十四日二三五〇着

暹光大東亞大臣

第五號（館長符號、大至急）

（佛印處理問題）

在電館長符號及第三號ニ關シ
大使府員ノ地位及任務ニ關シ河内宛實電館長符號第七號ノ次第アル
處給同旨頭任電ヲ以テ具申セル妥協案ノ成立如何ニ懸ルモノニシテ
車政同僚トナルニ於テハ職員ノ大部分ハ司政官ニ振向クルノ外ナキ
モ府員中殊ニ上層部ハ之ヲ希望シ居ラス斯ル場合辭職ヲ申出ツルモ
ノアルヘキ處兵ノ希望ハ充分御諒察御懇極ケ相成度殊ニ交趾支那、
「トンキン」ニハ純然タル車政ヲ布ク現地車ノ案ナルニ付其ノ長官
埋争自叙ハ佛語系統ノ府員ヲ擬シ居レルモ現地外交官ハ直ニ車政

東京 四三七

1.7.0.0 - 54

111

電信寫

我方ニ取り好ハシカラサル存在ナルモ瑞西カ我方ノ利益代表國
タルニ鑑ミ之ヲ閉鎖セシムルハ極メテ困難ト思考セララルモ現
地車ニ一任スル時ハ之カ閉鎖ヲ強要シ重大ナル反動ヲ生スル惧
ナシトセス豫メ中央ノ方針決定ノ要アルヘシ
三、決定因ノ帝國政府聲明ハ中央ニ於テ起草セララルコトト存スルモ
現地車ニ於テハ印刷ニ時間ヲ要スルニ依リ當地ニテ作成ノ上早急
ニ印刷スヘキ旨語リ居レリ

（了）

東京 四三七

1.7.0.0 - 54

110

大東亞省

大東亞省

極秘

電信寫

員トナルハ原則トシテ面曰カラサルノミナラス各個人トシテモ不
 合多キニ付右員ハ本省ヨリ御派遣相成ルカ選官者中ヨリ御選定ア
 ランコトヲ御願ヒス
 冒頭往電第一案即チ大使府ヲ其ノ歸存續シ置ク場合ハ本使ノミニ歸
 朝ヲ命セラルル様致度ク第二案ノ場合ハ適當特派公使ヲ選定セラレ
 附領事館ヲ擴充スル爲河内西貢海防ヨリ夫々轉勤方發令相成様致度
 石振允ニ不必要ノ府員ハ歸朝ヲ命セラルルカ又ハ希望ニ依リ軍政
 員ニ振向クル御取計相成度
 塊地車ニ於テハ召集又ハ徵用ノ適用ヲ仄シ軍政委員擴充ヲ強行スル
 氣配アリ甚タ面白カラサル空氣際ヒ居レルニ付冒頭往電ノ方針御決
 定ヲ急迷ニセラレンコトヲ切望シテヒマス
 (了)

大東亞省

6 1.7.0.0 - 54

112

極秘

電信寫

昭和二〇 五二一一四 暗 西貢 二月十五日〇三〇〇發
 五二一一七 本省 十五日一マ〇〇〇着
 暹光大東亞大臣
 K (大東亞 各大臣宛) 第三號 (館長符合)
 (佛印處理問題)
 本使西貢歸着直ニ書類閱讀更ニ塚本ヨリ詳細ノ報告ヲ受ケタル處同
 官ヨリ不取敢電報セル事頃ハ貴大臣ノ最高會議ニ於ケル御説明ニ副
 フモノニシテ本使ニ於テモ意見ヲ與ニスル點ナシ本使トシテハ最高
 會議ノ決定ヲ最モ忠實ニ且政策的ニ有效ニ施行スル所存ナル處車側
 ニ於テ作戰上ノ都合等ヲ云爲シテ決定ノ趣旨ニ副ハサル實際的指
 導ヲ執ラントスル場合ニ極力其ノ是正ヲ主張スルコトハ塊地ニ在ル本
 使等ノ任務ニシテ貴大臣ノ意ニ副フ所以ト存シ居ルニ付本使等ノ微
 意ノ在ル所ヲ御汲取リ相成貴大臣ニ於テ當方ノ主張貫徹ニ峻キ御理

電信課長

大東亞省

6 1.7.0.0 - 54

113

電信寫

解ヲ以テ御盡力下サルルコトヲ切望シテ已マヌ
 (一) 本使ノ使命ハ佛印トノ交渉ノ外在佛印帝國諸機關ヲ監督シ陸海軍
 最高指揮官ト協力佛印施策ノ遂行ニアルモノニシテ陸海軍最高指
 揮官ノ指揮下ニ立ツコトヘ何レノ觀點ヨリ見ルモ面日カラス又佛
 印處理ニ依リテ本使ノ外交官トシテノ任務ハ終了スルモノト存セ
 ラレ殘ルハ領事事務ノ監督ノミト言ハサルヘカラス故ニ領事事務
 監督ノミノ爲專任大使ヲ置クコトハ存在理由ハ立ツモ其ノ必要ハ
 程度甚タシク世下スルモノニシテ之ヲ軍最高指揮官ニ移管スルモ
 不可ナシト存セラル唯領事事務ヲ軍ニ委任スル形トナリテハ軍政
 施行ト區別ナキコトトナルヲ以テ軍最高指揮官ニ大使ヲ兼任セシ
 メ大使タル資格ニ於テ大東亞大臣ニ命ヲ受ケ領事事務ヲ指揮監督
 スル建前トスルヲ要スヘシ斯クスルコトニ依リ軍ハ政治的方面ノ
 負擔輕減シ專心軍務ニ從事スルヲ得ルノミナラス最近ノ臺灣、香
 港ノ例ノ如ク軍官ノ統一ヲ得シメ軍管理ノ意義ヲ完フスルモノト

東京 四三七

電信寫

言フヘシ
 (二) 前項第一段階トシテノ妥協案ハ既ニ塚本ヨリノ報告ニ言及シ居
 所ニシテ理論ト實際共ニ申分ナキ解決案ト思考スルモ軍ニ於テ判
 底受諾シ得サル事情下ニ於テハ第二段階ノ妥協案トシテ安南「カ
 ンボヂヤ」ニ特派公使ヲ派遣シテ其ノ獨立準備期中ノ指導扶育ニ
 充ラシメ領事官ヲ指揮監督セシムル案ヲ以テ妥協スルモ致方ナ
 カルヘキカトモ思考セラル此ノ際ニ於テモ大使ヲ兼任スル軍最高
 指揮官ノ指揮監督ヲ受クルコトハ同様ナルヘシ要スルニ右兩案共
 大東亞省指揮系統下ノ官史ヲ存積スルコトカ主眼點ニシテ右特派
 公使カ大東亞省系統機關トシテ存置シ得ルニ於テハ大使ノ問題ハ
 起ラサルモ此ノ場合軍ノ區處權ヲ主張セラルル公算アリテ結局最
 高指揮官ヲ大使兼任トスルコト必要ト思考スル次第ナリ向「ルア
 ンプラバン」ニ對スル措置ハ何レトモ決定シ居ラサルニ付本案ニ
 省略セリ

東京 四三七

電信寫

（三）尙第三段階ノ妥協案トシテハ「ユエ」「ブノンベン」ニ總領事館ヲ置キ特派公使ト同様ノコトヲ行ハシムルコトトスルモ巴ムヲ得サルコトアルヘキ處本案ハ餘リ實意ヲ表シ難ク思考セラル尙右妥協案ハ現地軍ト交渉スルヨリモ中央ニ於テ大所高所ヨリ軍制ヲ説得セラルルコト適切ト思考スルヲ以テ現地軍トハ話合ニ先立チ電報スル次第ニ付原任民ニ對スル政策國際上反響武力處理ノ大義名分等ノ見地ヨリ御検討アラシコトヲ切望ス（了）

大東亞省

東京 四三七

S. 1.7.0.0 - 54

116

極秘

昭和二〇 五二一四三 暗 西貢 二月十五日一四〇〇發
五二一四四 本省 十五日二三〇〇着
五二一四五

松本大使

K 大東亞 各大臣宛（第四號）館長符號、大至急、部外絕對極秘（外務）

（佛印處理問題）

（本電取扱ハ特ニ極秘ニ願度）

十三日夜土橋司令官河村參謀長ヲ帶同シ本使ヲ訪問シタルニ付三人ニテ約二時間ニ亘リ懇談ヲ重ネタリ土橋司令官ハ本使水年ノ友人ニシテ過般河内滯在中モ本使官邸ニ同宿シタル位ノ間柄ナルニ付御互ニ胸襟ヲ開キ遠慮無ク意見ノ交換ヲ行ヒタルカ及方ノ立場全ク相違シ居ルヲ以テ重要ナル諸點ニ於テ意見ノ一致ヲ見ス本使ノ甚ダ遺憾トスル所ナリ
同司令官ノ考ハ一ニ印度支那カ戰場トナル場合ヲ豫想シ差當リ現總

大東亞省

東京 四三七

S. 1.7.0.0 - 54

117

電信寫

督府ノ機構體制ヲ維持シ總務長官各局長理事長官等ノ要職ニ現在ノ
大使府員ヲ配置シ以テ一應ノ行政體制ヲ整ヘ之ヲ作戦行動ニ利用セ
ントスルニテ安南國「カンボヂヤ」國等ノ現在ノ地位ヲ壞ス意
思ハ無キモ之ヲ育成シテ將來完全ナル獨立國タラシメントスル意思
ハ全然無ク本使ヨリ貴大臣ノ最高會議ニ於ケル御説明ヲ傳ヘタルニ
司令官參謀長共ニ軍備キハ斯ル聯絡無ク安南獨立ノ如キハ戦局ノ好
轉スル迄ハ到底見込無ク從ツテ今日ヨリ之ニ對シ特派公使ヲ派遣ス
ル等獨立國ノ面目ヲ高ムルカ如キ措置ヲ執ルコトハ無意味ナリト言
ヒ本使ヨリ今回ノ如キ措置ヲ執ルニ當リテハ民族問題等ヲ振擧シテ
大妻名分ヲ立ツルニアラスシハ侵略國呼バワリセラルルモ言譯立タ
サルヘント種々說得シタルモ此ノ點ニ關スル意見ヲ變更スル色見エ
ス又本使カ總領事館等ハ滿洲事變支那事變等ノ前例モアリ其ノ體之
ヲ存置シ司令官自身大使ヲ兼ネテ之ヲ統轄スルコトモ一案ニアラス
ヤト述ヘタルニ對シ總領事館ノ存在ハ最早認ムルコトヲ得ス但シ却

東京四三七

S 1.7.0.0 - 54

118

大東亞省

電信寫

8

費ヲ省スルニ其ノ體官名ヲ保有セシメ軍ノ囑託トシテ仕事ヲシテ
リ
尙最良會議決定ニ基ク本使ノ申入ノ時期方法等ニ關シ種々打合フ途
ケタルガ士橋司令官ハ本使ノ申入ハ佛國ニ對スル仁義ヲ立ツル爲ナ
ルヘク本使ニハ誠ニ氣ノ毒ナルモ之ニテ不意打ヲ避クルコトナリ
自分トシテハ助カリタリト言ヒ但シ交渉ノ時間ハ極メテ短時間精々
二時間位トシ度キ意圖ナリト述ヘタルニ付本使ヨリ一體先方カ必ス
之ヲ受諾ノ見込アリヤト質ネタルニ見込無キニアラス從ツテ武力行
使ハ短時間ノ交渉ノ結果ヲ待ツテ發動スルコトニシ度ク從ツテ實際
問題トシテ種々困難アル次第ナリト述ヘ居リタリ
又本使ニ對シテハ任務終了後モ司令官ノ最高顧問トシテ事實上ノ總
督ノ仕事ヲ遺ツテ貴ヒ度キ意圖ナリト言ヒタルニ付本使ヨリ本使ノ
任務ニ關スル大東亞大臣宛在電第六號本使ノ心情ヲ話シ轉換期ニ當

東京四三七

S 1.7.0.0 - 54

119

大東亞省

極秘

電信寫

トナリ國領信義上モ諷ニ固直カラス又大使ノ如キ親仕自ニシテ外交
自ノ取上極者ノ出所進退ヲ明カナラシムル所以ニモアラスト信ス
ハ何等事世ノ私情ヲ交フルコトナク本取印及支那特派ノ大節ヲ并シ
タル旨初ヨリ抱懐シ居リタル發信ヲ半直ニ申上クルハ榮ナルニ付既
ニ御氣行ノ御事トハ付スルモ右御旨ノ上萬事御手配取ル様紙展ク不
取取申進ス

大東亞省

122

8 1.7.0.0 - 54

東京 四三七

外務省 記帳簿

昭和二〇 二七一三 午

ベルン 二月十五日二二三〇發
本省 十六日二二二五着

政

加瀬公使

重光外務大臣
瑞西情報第六六號

(佛國事情)

(十五日)

佛國事情

一 植民政策

(1) 佛國政府ハ一月三十日ノ閣議ニ於テ北亞弗利加問題委員會ノ新

設ク決定シタルカ右ハ亞弗利加省(今般駐蘇大使ニ轉出ノ Cote d'Ivoire

將軍カ同省ノ大臣)ニ代ルモノニシテ「ド、ゴール」之ヲ主宰

シ外務内務陸軍經濟ノ諸大臣「アルゼリヤ」總督及「モロッコ」

及「チュニス」兩總督カ其ノ委員トナルモノナリ(一月三十一

日巴里「ルーター」)

123

8 1.7.0.0 - 54

電信寫

3

三、「ダカール」ニ重要基地ヲ設置スル条
 「ド」政府ハ十三日ノ閣議ニ於テ「ダカール」ニ陸上海上及空中
 輸送ノ一大基地設置方決定シタリ「ダカール」ハ佛一國ノミナラ
 ス全聯合國ノ集團的安全保障ノ見地ヨリモ重要ナル位置ヲ占メ戰
 後萬一ノ場合ニハ集團的安全保障機關ノ使用ニ供シ得ル凡ユル條
 件ヲ具備ス(十三日巴里 F.P.)
 獨ニ轉電セリ

2

(四)「ド」政府ハ十三日ノ閣議ニ於テ印度支那關係各省委員會 (Comite
 Inteministrarial Pour l'Indochine) ノ創設ヲ決定シタルカ
 右委員會ハ印度支那ノ奪回ニ關シ各省ノ施策ヲ統一スル任務ヲ
 有スルモノニシテ委員長ハ「ド、ゴール」ニシテ委員ハ樞民陸
 軍海軍空軍經濟外務ノ諸大臣及陸軍參謀長ナリ(十三日巴里
 F.P.)
 (イ)戰後ニ於ケル印度支那「ステータス」ニ關シ「ド」政府ハ近
 ク重要ナル發表ヲ爲ス趣ナルカ右發表内容ト信セラルル處左ノ
 通り
 印度支那ニ自治ヲ強要シ議會ヲ設ケ安南「ラオス」東京「カン
 ボヂヤ」ノ四州ヨリ成ル聯邦制ヲ設ケ且右議會ノ議員ヲシテ佛
 本國議會ノ議員ヲ兼ネシムルニ在ルモノノ如シ佛印聯邦ハ必要
 三從ト稱自ノ外交代表ヲ派遣シ得ルコトトナルヘク佛國ハ唯佛
 印ニ於ケル法律ノ適用ヲ監視シ且一定期間技術顧問ヲ派遣スル

外務省

2

佛邦多年努力、維新を以て佛印ニ於ケル佛國權益ノ擁護者トシテ
 努力を考ヘテ此ノ意味ニ於テ日本ト協カク誓フニ由リ述ヘ且
 「ゴッホ」所謂臨時政府、漸次其ノ地帯ヲ固メウツテ其ノ模範ナルカ
 自今「ドゴール」ノ銳進「テイシダント」ニテ取扱フソ正当トスル考
 へニテ臨時政府ノ過渡的ノキキヲ正統政府ハ將來選舉
 ニ依リ定メラルハキモト考ヘ居リト述ヘタル趣ナリ
 ニ尤モ總督其後ノ態度ハ対内的ニハ「ベリ」的ニ色彩ヲ漸

(日本標準規格 B5)
 S 1.7.0.0 - 54 127

電信案

外務省

官一印政三長

郵政大臣

郵政作成

(分類)

電 信 案	一十二月十三日「ドク」ハ松本大使着任挨拶ノ際 合迄	電送第	號	主管
		昭和二十年一月十四日	分發	政務局長
外 務 省	客年往電第一七九二号ニ関シ其後ノ印印情況由官限リ御 合迄	件名	宛	主任
		印印情勢	在蘇 佐藤大使	政務局長第二課長
		記録件名	發	昭和二十年一月十四日起草
			重光大臣	17 11

(日本標準規格 B5)
 S 1.7.0.0 - 54 126

REEL No. A-1216

電 信 案

戦ヲ開始シ十二月南支軍トノ聯絡成リタルカ其後右ニ關聯シ北部
 佛印ニ我軍兵力カ増強シタルニ對シ一月十六日總督ハ松本大
 使ニ對シ北部ノ食糧不足及佛印軍ガ防備ニ任シタルコト等ノ理由ニ
 其ノ中止方ヲ懇請シ一松本大使ヨリ我方既定ノ方針ヲ通告セルニ
 此マリ交渉スヘキ事項ニ非ス共同防衛上当然ナル旨應酬セリ一月
 二十一日「モルガン」前洋行軍司令官ハ南方總軍司令官ニ對シ應允
 ナル軍費要求ト言ヒ「シムラ」流域ノ増兵ト言ヒ日本ノ政策ニ

(日本標準規格 B5)

1.7.0.0 - 54

131

外 務 省

3/2 1/2

電 信 案

佛印財政破壊ノ懼アリト爲シ一月下ニ三十五百萬元、二月下
 二十百円、十日三十五百円ヲ提供(特別円ノ対價トスル爲替許可)
 セルノミニシテ二月下ニ右以上提供不可能ナリト回答シ来リタル
 已斯クテハ到底陸海軍ノ必要ヲ充足シ得サルニ付更ニ極力交渉
 中ナリ

四又南支作戰ニ伴ヒ北部佛印ヨリモ我軍ハ南寧方面ニ作

(日本標準規格 B5)

1.7.0.0 - 54

130

外 務 省

電 信 案
 外 務 省
 三十八日カカチノ電ニ依リ、佛印軍ノ動向ノ前記ノ如
 カ、対日關係ニ付過激ナラサルハ之カ爲ナリト自慰シテ居レリ
 確ニ其ノ意思カ本國ニ通シタリト爲シ、最近ノ「ドゴール」ノ演説等
 如ク「ドゴール」ノ「コス」等ハ本國ヨリハ右ニ對シ、何等申越ササルモ
 府ニ對スル意見具申ハ、其ノ後、在佛印軍國式理官長官報告ノ方法ニ依リ、本國ニ到達セルモノ
 六、尚冒頭任電四項ノ佛印總督及在京佛印大使等ノ本國政
 クニシテ相當憂慮セラルル次第ナリ
(本館秘録)

電 信 案
 外 務 省
 戰場化ノ空氣濃厚ナルカ、佛印軍ノ動向ノ前記ノ如
 七日西貢ニ對シ、印度方面ヨリスル相當機數ノ空襲アリ、佛印全土
 模ノ空襲アリ、各方面ニ相當深刻ナル影響ニ與ヘタルカ、如ク一月
 一月十二日、亦機動部隊ニ依リ、西貢及南部佛印海岸ニ對シ、相當規
 五、一方現實ノ事態ハ、從前ノ在支基地ヨリスル北寄佛印空襲ノ外
 能性、萬ナキモノト信スル旨ヲ述ヘ探知ヲ入レ来レリ
 變化アルニ付、受取ラルルモ、戰局ノ見透ハ、佛印ニ米英カチヲ付ル可

2/2 1/2

電 信 案

日 國 係 二 相 考 慮 大 ナル 危 機 カ 確 成 セ ラレ ヲ、 ア ル コ ト ハ

増 強 共 同 的 防 衛 二 策 畫 向 題 未 解 決 ニ シテ 佛 印 一 対

(4) ド ク リ 一 月 一 日、 ヲ ス ク ニ シ テ 佛 印 一 対 策 畫 向 題 未 解 決

ニ 佛 印 情 勢 ニ 関 シ テ ハ

居 レ リ

故 ト シ 同 盟 國 四 ニ 參 戰 シ タル ナ ラ ン ト、 比 較 的 穩 當 ナル 形 勢

ヲ 為 シ タル 申 ス ル コト 本 國 及 友 國 ニ 於 テ 為 ナル ヤ 未 知 ス ト イフ

電 信 案

外 務 省

ルカ 若シ今日 敵軍ヲ 起キリトセハ 佛 國 ハ 日 本 ヲ

(4) 佛 國 フ ィ ン ハ 一 月 二 十 一 日、 プ ラ ヤ ウ ザ ン 放 送 ニ 依 リ ハ、 ド ン

行ニ対スル 忠誠ヲ 表明スルニ 決スルコト、 意味ヲ 記述スルニ 依リ

位ニシテ、 佛 國 及 本 國 二 成 立 セル 政

府ニ対スル 忠誠ヲ 表明スルニ 決スルコト、 意味ヲ 記述スルニ 依リ

如クイハ 佛 國 及 本 國 二 成 立 セル 政 府 及 桂 拉 隊 佛 國 一 対

ニ 對 峙 解 決 以 来、 ド ン、 ヲ ス ク 二 派 ハ、 個 人 的 考 慮 二 依 リ テ

吾 等 ノ 意 見 ヲ 採 取 スルコト、 佛 國 一 対 策 畫 向 題 未 解 決

ニ 對 峙 解 決 以 来、 ド ン、 ヲ ス ク 二 派 ハ、 個 人 的 考 慮 二 依 リ テ

電信・案

外務省

爾ヤ又計リ難シト云々セリ 勿作セキト云々
 加申申内事 閣下ノ有ル事 俾得御座ル事 專ヨ好ク云々
 本電宛先 河以西頁

(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 54

141

電信・案

外務省

茲ニ難シト報シ
 (四)マルジュリ...
 此等非常措置...
 本電宛先 河以西頁
 日米軍艦南中佛印...
 月二十三日 対日関係...
 河以西頁...

(日本標準規格 B5)

S 1.7.0.0 - 54

140

REEL No. A-1216

電報

第一二六五三
昭和二十年二月十八日 十五時五十分
南

在爾買 松本大佐

重光 大藏大臣

第七號 (秘) 松本大佐

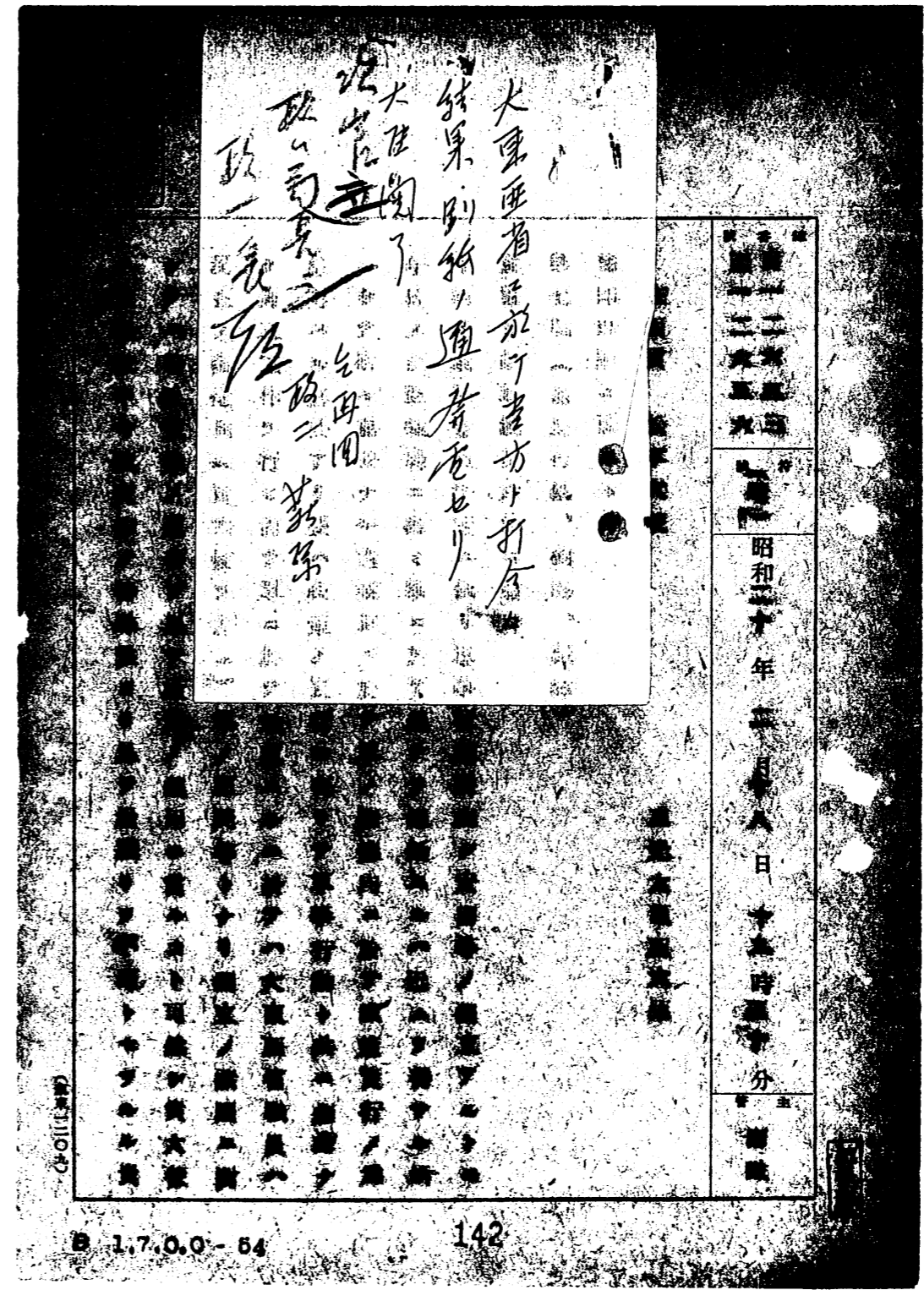
貴電及郵五號及六號ニ關シ
今則チ貴電會議決定ニ依リ軍事行動實施ノ安否等ノ獨立アルトシ
今日ノ東亞形勢ニ鑑ミ軍事ニ於テ新ニ起ルヲ務メテ新
ニシテ新ニ重要ナル點ニ於テ軍事ノ實施内ニ於テ政策實行ノ爲
努力ヲ必要アリ要ハ政策ノ實行ニ在リテ軍事行動ト共ニ進歩ナ
ク獨立ノ行ヒ得テ軍事ニ於テ新ニ起ルヲ務メテ新ニ起ルヲ務メテ新
現在ノ形勢ニ鑑ミ大佐ノ言ハク軍事ノ實施等トナリ獨立ノ際ニ關
シテハ特ニ重要ナル點ニ於テ新ニ起ルヲ務メテ新ニ起ルヲ務メテ新
ノ文書中今更ニ新ニ起ルヲ務メテ新ニ起ルヲ務メテ新ニ起ルヲ務メテ新

電報三〇九

B 1.7.0.0 - 64

142

REEL No. A-1216



昭和二十年三月八日 十時五分

大東亞省... 結果別紙... 大東亞省... 結果別紙... 大東亞省... 結果別紙...

101104

B 1.7.0.0 - 54

142

REEL No. A-1216

(分類)

電 信 案	平略	電送第	時	分	秒	主任
		件名	宛	記録件名	發	昭和二十年二月十四日 起草
外務省	第	件名	在 独 大 島 大 使	在 支 谷 大 使	發 人 里 光 大 臣	
二七七〇二七七	二	件名	在 独 大 島 大 使	在 支 谷 大 使	發 人 里 光 大 臣	

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0 - 54

144

電信課長

發電係

(東京二〇九)

S 1.7.0.0 - 54

143

見ハ充分諒トスル所ナルモ國家危局ク此際實地大使府カ舉ケテ
大局ニ就キ小美ヲ捨テ善處スルコト望マシク之カ爲ニハ先ツ貴大
使自ラ暫クハ留セラルル様御丹考ヲ得度
以上貴大使限リ御含迄
尚儀傳問題等ノ詳細ニ付テハ追電ス

REEL No. A-1216

